

二つ目は、『信条』です。若いころから『三方良し』を行動理念、『薩摩男の順序』を行動規範として生きて参りました。『薩摩男の順序』の発祥の地に敬意を表し、鹿児島の方々と一緒に活動したいと考えました。

三つ目は、私の『生き様に対する責任』です。

平成23年3月、私は宮城県に在任しており、東日本大震災を経験しました。

1,000年に一度。「この世の地獄」に立ち会った者の一人として、大震災を幸運にも生き永らえた者として、東北地域振興の道半ばにして無念の死を遂げた「方々」の意思を継ぐためにも、大げさに感じられるかもしれませんが、過疎地振興は私に託された逃れる事が出来ない、言わば「使命」だと考えるに至りました。

彼らが受けた苦しみや悲しみを思う時、私はこれからの「生き様」に責任を持つ必要があるのです。

さて、町民の皆さまに是非ともご承知及びご理解頂きたいことがあります。



辞令交付

地域活性化で着任する以上、錦江町内に居住すべきなのは重々理解しておりますが、大変申し訳ないことですが、今回については町外居住とさせて頂きました。

このことは、町にも了解いただいておりますが、前任地の環境（物理的・精神的）が原因で、二年前に突然妻が現状では完治困難な『難病』に罹患しました。

妻の病気をケアできる病院はそう多くないことから、居住地が限定的にならざるを得ませんでした。妻の安寧あつての私であり、貴町に十分お役に立つ為にも、ご理解をお願いいたします。

最後になりますが、3年間、出来る限りの努力を尽くすつもりですので、ご指導・ご鞭撻のほど何卒よろしくお願ひ申し上げます。

平成28年5月1日

地方創生担当統括監

吉田 秀政

E-mail: hyoshida@town.kinkole.jp



安芸太田町での活動の様子

住民税務課 からのお知らせ

本庁 住民チーム TEL 0994-22-3039

「浄化槽法定検査（法第11条）」 受検のお願い

この検査は、浄化槽の保守点検及び清掃が適正に行われているか、また適正に使用され浄化槽の機能が正常に維持されているかを検査し、不適事項があれば、行政及び関係者が状況を把握するとともに早期にそれを是正することを目的とするもので、知事が指定した検査機関である（公財）鹿児島県環境検査センターの検査員が事前にハガキで通知した検査日にお伺いし、現場での検査と浄化槽の放流水を採水し持ち帰っての水質検査を行います。（地元の保守点検業者が行う保守点検とは別のものです。）

この検査は、11人槽以上及び官公署の浄化槽を検査対象としていましたが、平成17年度から10人槽以下の家庭槽も検査対象となりました。

検査対象となった浄化槽（設置年度ごとに対象としています）については事前に指定検査機関から日程通知がありますので必ず受検していただきますようお願いいたします。



【検査手数料5～10人槽】

検査料金	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
定期検査	4,000円	6,000円

【お問い合わせ】

（公財）鹿児島県環境検査センター TEL 099-296-9000
<http://www.kagoshimakensa.or.jp>
 鹿児島県生活排水対策室 TEL 099-286-3685